

我が国におけるカーボン・オフセット のあり方について（指針）

第4版（案）

2008年2月7日制定

2024年3月xx日改訂

環境省

目次

はじめに	2
1. カーボン・オフセットの定義及び主な取組	3
(1) 定義	3
(2) 意義及び効果	3
(3) 主な取組	5
2. 我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について	7
(1) カーボン・オフセットの実施に際しての信頼性の確保	7
(2) 温室効果ガス排出量の把握	7
(3) 温室効果ガスの排出削減の取組	8
(4) カーボン・オフセットに用いられるクレジット	8
(5) オフセットの手続（埋め合わせ）	9
(6) カーボン・オフセットの実施に際しての透明性の確保	10
■令和5年度カーボン・オフセット指針及びオフセットガイドライン改訂に関する検討会 ..	12
■平成25年度「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」の見直しに関する検討会	13
■平成19年度 我が国のカーボン・オフセットのあり方に関する検討会	14
用語集	15

はじめに

気候変動の原因となる温室効果ガスの排出及び気候変動による影響は経済活動や生活全般に深く関わることから、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会を構成する者（以下「社会の構成員」という。）全ての主体が自らのこととして、気候変動対策を推進していく必要がある。我が国においては、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた成長志向型カーボンプライシング構想に基づく排出量取引制度や炭素に対する賦課金制度などの導入が検討されるとともに、社会の構成員が自主的に取り組む気候変動対策としての「カーボン・オフセット」が推進されている。我が国におけるカーボン・オフセットは、企業や自治体、政府だけでなく、一般市民・消費者も商品の購入やイベントへの参加等を通じて自らの意思で積極的に参加することができ、社会全体で取り組むことが可能な気候変動対策である。

環境省では、2008年に、カーボン・オフセットに関する理解の普及、民間の活力を生かしたカーボン・オフセットの取組の促進と適切かつ最小限の規範の提示、カーボン・オフセットの取組に対する信頼性の構築及びカーボン・オフセットの取組を促進する基盤の確立のため、「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」を策定した。同指針に沿って、カーボン・オフセットに関連するガイドライン類の整備、カーボン・オフセットに用いられる温室効果ガス排出削減・吸収量認証制度の創設、カーボン・オフセット制度の創設、普及促進母体の設立等、信頼性のあるカーボン・オフセットに取り組むための基盤が整備され、制度の運用等を通じてカーボン・オフセットの取組が一定程度定着してきた。

社会状況の変化に対応し、カーボン・オフセットを社会全体で取り組む仕組みへと発展させるために、国内外での先進的な取組やこれまで得られてきた知見を基に、改めて国内における法規制に拠らない取組としてのカーボン・オフセットの基本的なあり方をまとめ、指針の見直しを行うこととなった。なお、今後も、本指針は国内外のカーボン・オフセットの取組状況等を踏まえながら、適宜見直しを行っていく予定である。

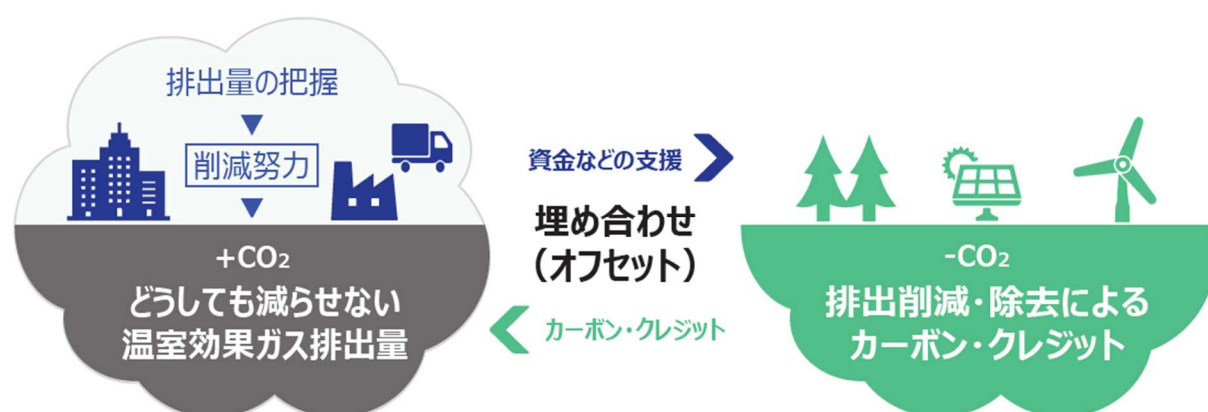
1. カーボン・オフセットの定義及び主な取組

(1)定義

(カーボン・オフセットとは)

カーボン・オフセットとは、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、カーボン・クレジット※等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせることで、すなわち『知って、減らして、オフセット』の取組をいう。

※「カーボン・クレジット」とは、バイオマスボイラーや太陽光発電設備の導入、森林管理等のプロジェクトを対象に、そのプロジェクトが実施されなかった場合の温室効果ガスの排出量及び除去量の見通し（ベースライン排出量等）と実際の排出量等（プロジェクト排出量等）の差分について、測定・報告・検証を経て、国や企業等の間で取引できるよう認証したものを指す。本指針では、これ以降、カーボン・クレジットを「クレジット」と表記する。



カーボン・オフセットとは

(カーボンニュートラルとは)

カーボンニュートラルとは、社会の構成員が、取組の対象において重要なすべての活動範囲を考慮して温室効果ガスの排出量を認識し、排出量を最小化する目標及び計画に沿って主体的かつ継続的にこれを削減するとともに、削減が困難な部分の排出量について、クレジット等により、その排出量の全部を埋め合わせた状態をいう。

(2)意義及び効果

(社会の構成員による主体的な削減活動の促進)

カーボン・オフセットを行うことの第一の意義は、社会の構成員が気候変動問題は自らの行

動に起因して起こる問題であることを意識し、これを「自分ごと」と捉え、主体的に温室効果ガスを削減する活動を行うことにある。

社会の構成員は、まず自らの温室効果ガスの排出量を認識することで、削減が可能な分野を特定でき、排出削減を行う意欲を高めることができる。言い換えれば、カーボン・オフセットの取組は温室効果ガス排出量の「見える化」、「自分ごと」との認識を促し、ライフスタイルや事業活動の脱炭素化に向けた主体的な取組への契機となる。特に市民レベルでは、製品・サービスの購入やイベントへの参加等を通じて、自らの意思で積極的に気候変動対策に参加することが可能である。

そして、削減努力をしてもなお残ってしまうどうしても排出をせざるを得ない部分について、クレジットの購入などを通じ、その排出分を埋め合わせることは、温室効果ガスの排出がコストであることを認識することにつながり、更なる温室効果ガス削減活動が継続的に実施されることとなる。また、環境意識の高い消費者のニーズに応え、環境ビジネスの活性化にもつながる。この認識が広まり、経済社会にカーボン・オフセットの取組が組み込まれることで、継続的な温室効果ガス削減活動の実施が社会に定着し、カーボン・オフセットから「カーボンニュートラル」、さらに「カーボンマイナス」にまでつながるような気運の醸成が期待される。

（温室効果ガスの排出削減・除去プロジェクトへの資金還流）

カーボン・オフセットを行うことの第二の意義は、クレジットを介して、温室効果ガスの排出削減・除去を実現するプロジェクト、活動等の資金調達に貢献することにある。カーボン・オフセットの取組は、消費者、企業、NPO/NGO等が実施する温室効果ガスの排出削減・除去プロジェクトへの投資につながり、カーボン・オフセットに参加する各主体が、これらのプロジェクトの実施に資金面で貢献する機会を提供することができる。

（地域活性化及び持続可能な発展への貢献）

カーボン・オフセットを行うことの第三の意義は、埋め合わせに用いるクレジットによって、国内外の地域の活性化及び持続可能な発展に貢献することにある。例えば、排出削減・除去プロジェクトによって実現された温室効果ガスの削減・除去量が、その地域の中で活用される地産地消や、国内の自治体・企業によって活用されることで、地域への投資の促進や新たな雇用が創出され、地域の活性化に貢献することにつながる。

また、排出削減・除去プロジェクトには、大気質・水質の改善、植林・森林保全やそれを通じた生物多様性の保全など、地域の環境保全と温室効果ガスの削減・除去という複数の効果（コベネフィット）を同時に実現できるものも多い。カーボン・オフセットが消費地と生産地や我が国と他国との新たなつながりを生み出し、森林保全やそれを通じた生物多様性の保全、再生可能エネルギー利用の推進、脱炭素技術の普及などの意識を高めることにもつながる。

(3)主な取組

我が国では、「知って、減らして、オフセット」の一連のプロセスに沿ったカーボン・オフセットの取組として、製品・サービス、会議・イベント、組織活動、3種類の活動を対象とした取組が行われている。また、カーボン・オフセットを行ったことを主張する者（「オフセット主体」と呼ぶ）の観点からは、取組事業者自らがカーボン・オフセットを主張する場合と、カーボン・オフセットされた製品・サービスの購入・利用者等の他者がカーボン・オフセットを主張する場合がある。

カーボン・オフセットの取組の類型

		オフセット主体	
		自ら（取組実施者）	他者（利用者等）
オフ セ ッ ト 対 象	製品・サービス	(1) 製品・サービスオフセット	
	会議・イベント	(2) 会議・イベントオフセット	-
	組織活動	(3) 組織活動オフセット	-

(1) 製品・サービスオフセット

製品を製造／販売する者やサービスを提供する者等が、製品やサービスのライフサイクルを通じて排出される温室効果ガス排出量を埋め合わせる取組。本取組には、製品を製造／販売する者やサービスを提供する者等が自らカーボン・オフセットを主張する場合と、製品・サービスの利用者等がオフセットを主張する場合がある。



(2) 会議・イベントオフセット

コンサートやスポーツ大会、国際会議等のイベントの主催者等が、その開催に伴って排出される温室効果ガス排出量を埋め合わせる取組。



(3) 組織活動オフセット

企業、自治体、NGO等の組織が、組織の事業活動に伴って排出される温室効果ガス排出量を埋め合わせる取組。



(その他の取組)

我が国では、(1)～(3)の類型にあてはまらないクレジットを活用する取組も行われている。これらの取組では、本指針の定める「知って、減らして、オフセット」の一連のプロセスに沿わない部分があるが、市民等による削減活動の促進や排出削減・除去プロジェクトへの資金還流への貢献につながる。

製品・サービスを介した取組であるが、製品・サービスのライフサイクルに含まれない温室効果ガスの排出量を埋め合わせる取組が行われている。例えば、製品を製造／販売する者、サービスを提供する者又はイベントの主催者等が、製品・サービスの販売や提供及びイベントの開催やチケットの販売と併せて、製品・サービスの購入・利用者やイベントの参加者等の日常生活に伴う温室効果ガス排出量の埋め合わせを支援する取組が挙げられる。

また、カーボン・オフセットの対象や主体を設定せずにクレジットを無効化する取組が行われている。例えば、製品を製造／販売する者、サービスを提供する者又はイベントの主催者等が、製品・サービスの販売・提供やイベントの開催やチケットの販売と併せて、クレジットを購入・無効化し、日本や世界全体の温室効果ガス排出の削減に貢献することを主張する取組が挙げられる。

2. 我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について

信頼性のあるカーボン・オフセットの取組を行うためには、「① 自らの温室効果ガスの排出量の認識（知って）」「② 主体的な排出削減の取組（減らして）」「③ ②によっても避けられない排出量の全部又は一部に相当する量を、クレジット等で埋め合わせ（オフセット）」という一連のプロセスにおいて、本指針の各事項に沿って取組が行われることが望ましい。

(1)カーボン・オフセットの実施に際しての信頼性の確保

カーボン・オフセットの取組に対する信頼性を構築する上では、以下の事項が重要である。

- ① カーボン・オフセットの対象となる活動に伴う排出量を一定の精度で算定する必要があること
- ② カーボン・オフセットが、自ら排出削減を行わないことの正当化に利用されるべきではないとの認識が共有される必要があること
- ③ カーボン・オフセットに用いられるクレジットを生み出すプロジェクトの排出削減・除去の確実性・永続性の確保及び排出削減・除去量が一定の精度で算定される必要があること
- ④ カーボン・オフセットに用いられるクレジットを創出するプロジェクトの二重登録、実現された削減・除去量に対するクレジットの二重発行及び同一のクレジットが複数のカーボン・オフセットの取組に用いられることを回避する必要があること
- ⑤ カーボン・オフセットの取組について適切な情報提供を行う必要があること
- ⑥ オフセット・プロバイダーの活動の透明性を確保する必要があること

(2)温室効果ガス排出量の把握

(カーボン・オフセットの対象とする活動の範囲の設定)

カーボン・オフセットの対象とする活動の範囲は、原則としてカーボン・オフセットを行う者が活動の状況に合わせて柔軟かつ多様な形でカーボン・オフセットの取組が行えるよう、主体的に選ぶものである。ただし、より効果的な温室効果ガスの排出削減を行うためには、ライフサイクルやバリューチェーンの考え方等を参考にし、カーボン・オフセットの対象とする活動の範囲をなるべく広めにとることが望ましい。また、カーボンニュートラルを主張する取組については、ライフサイクルやバリューチェーンの考え方に基づき、取組の対象において重要なすべての活動を考慮して算定対象範囲を設定しなくてはならない。

(温室効果ガス排出量の「見える化」)

社会の構成員がカーボン・オフセットを通じ、主体的に排出削減を実施するためには、まず、自らの活動の中でどれくらい温室効果ガスを排出しているかを知ることが必要である。言い換えれば、温室効果ガス排出量の「見える化」である。自らがどのような形で温室効果ガス

を排出しているかを知ることにより、自らの生活や事業活動の状況にあわせて排出削減の手法を選ぶことができる。温室効果ガス排出量の「見える化」を進めるため、社会の構成員のさまざまな活動に伴う標準的な排出量の算定方法や算定結果に関する情報を始め、様々な「見える化」情報が市民、企業等に提供されており、これらを活用することができる。

(カーボン・オフセットの対象とする活動から生じる排出量の算定方法)

カーボン・オフセットの対象とする活動から生じる温室効果ガス排出量は、公的機関より提供されている算定に係るガイドライン等を参照し、対象とする活動に見合った算定方法を用い求めることができる。また、公的機関が提示する様々な活動に係る排出係数を活用することで、簡易かつ信頼性の高い算定を行うことが可能である。

(3)温室効果ガスの排出削減の取組

温室効果ガスの排出削減の取組をどのように行うかは、公的機関等で提示されている様々な排出削減手法の活用も含め、カーボン・オフセットを行う者が創意工夫を発揮して主体的に決めるものである。カーボン・オフセットを行う者が、まず、自らの排出量を認識した上で、可能な限り排出削減の取組を実施する必要がある。カーボン・オフセットが、自ら排出削減を行わないことの正当化に利用されることがあってはならない。また、カーボンニュートラルを主張する取組については、排出量を最小化する目標及び計画を策定し、継続的に温室効果ガスの排出削減に取り組まなければならない。

また、製品・サービスオフセットの取組で製品・サービスの購入・利用者がオフセット主体となる取組において、購入・利用者による排出削減の取組を担保することが實際上困難である場合には、製品・サービスの購入・利用者に対し、カーボン・オフセットに際しての排出削減の取組の重要性を伝える等の啓発を行うことが望ましい。

(4)カーボン・オフセットに用いられるクレジット

(カーボン・オフセットに用いられるクレジットの性質)

カーボン・オフセットに用いられるクレジットは、カーボン・オフセットの信頼性を構築するために、①確実な排出削減・除去が実現されていること、②排出削減・除去量が一定の精度で算定されていること、③温室効果ガス除去の場合はその永続性が確保されていること、④クレジットを創出するプロジェクトの二重登録、クレジットの二重発行及び二重使用が回避されること等の一定の基準を満たしていること、⑤クレジットを創出するプロジェクトが環境・社会配慮を行い持続可能性を確保すること、が必要である。

カーボン・オフセットに用いられるクレジットがこれらの基準を満たしていることを確保するために、第三者機関による検証が行われていることが望ましく、さらに、当該第三者機関の能力等について、公的機関が確認していることが望ましい。

（カーボン・オフセットに用いられるクレジットの管理）

カーボン・オフセットの取組に対する信頼性を構築するため、クレジットを創出するプロジェクトが二重に登録されないこと、クレジットが二重に発行されないこと及びカーボン・オフセットに用いられる同一のクレジットが複数のカーボン・オフセットの取組に用いられないことを確保する必要がある。

例えば、J-クレジットは、制度に登録したプロジェクトから発行されるクレジットが電子システムであるJ-クレジット登録簿システムによって管理され、クレジットの二重発行等を防止している。また、カーボン・オフセットに用いられる同一のクレジットが、複数のカーボン・オフセットの取組に用いられったり、既にカーボン・オフセットに用いられたクレジットが転売されたりするなどといった、クレジットの二重使用を防止するため、登録簿上では一度無効化されたクレジットは移転できないように管理されている。一方、登録簿等が整備されていないクレジットをカーボン・オフセットに用いる場合には、クレジットを創出するプロジェクトの二重登録、クレジットの二重発行及びクレジットの二重使用の防止が確実になされていることを自ら確認する必要がある。

（カーボン・オフセットに用いられるクレジットの種類）

上述のクレジットの性質及び管理に係る基準を満たしているクレジットについて、国内のクレジット制度として、環境省・経済産業省・農林水産省が2013年から実施しているJ-クレジット制度等があります。また、国外で行われるプロジェクトを対象としたクレジット制度として、環境省・経済産業省・外務省が中心となって2013年から運営している二国間クレジット制度（JCM）、パリ協定において導入され国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の下で運営されるパリ協定6条4項メカニズム（2025年頃に運用開始見込）があります。その他にも外国の政府・自治体や国内外の民間団体等により運営されるクレジット制度等が挙げられる。

また、我が国では、自らがカーボン・オフセットしたい事業の他の場所で排出削減・除去活動を実施したり、他者が実施する排出削減・除去活動を支援したりすることで、排出削減・除去量を定量化する取組や、それを認証する制度が実施されている。これらの取組や認証制度では、基本的にクレジットの創出段階で排出削減・除去量の第三者への譲渡や市場での流通が想定されておらず、上述のクレジットの性質及び管理に係る明確な基準が設けられていない場合がある。そのため、このような排出削減・除去量をカーボン・オフセットに用いる際は、排出削減・除去活動の内容を十分理解し、自らの責任でクレジットの性質及び管理に係る基準を満たすことを確認し、カーボン・オフセットの信頼性の確保に努める必要がある。

（5）オフセットの手続（埋め合わせ）

カーボン・オフセットの取組を行うためには、社会の構成員が、事業活動や製品ライフサイクル等から生じる排出量の全部又は一部を、クレジット等で排出量の埋め合わせをする必要がある。排出量の埋め合わせの際には、登録簿上でクレジットを無効化する必要があり、登録簿が整備されていない場合には二重使用が起きないように自らが管理する必要がある。

カーボン・オフセットの対象となる活動からの排出があつてからクレジットの無効化を行

う場合には、速やかに無効化することが望ましい。ただし、取組によって様々な状況が考えられるため、無効化の時期は取組の内容によって柔軟に対応が可能である。

(6)カーボン・オフセットの実施に際しての透明性の確保

(カーボン・オフセットの実施に際しての透明性の確保)

カーボン・オフセットの取組に対する信頼性を確保するためには、カーボン・オフセットの取組に係る情報提供を適切に行い、透明性を高めること、すなわち、カーボン・オフセットに用いられるクレジットやカーボン・オフセットを実現する製品・サービス等の購入・利用者に対しカーボン・オフセットの取組について十分な説明がなされることが必要である。

カーボン・オフセットの取組を行う者は、カーボン・オフセットの対象活動の内容、カーボン・オフセットの対象とする活動の範囲及び排出量、温室効果ガス排出削減の取組内容、オフセットに用いるクレジット量、クレジットを創出する排出削減・除去プロジェクトの内容、クレジットの発行年と排出削減・除去が行われた年、埋め合わせが行われる時期、販売価格や支払いに関する事項等を公開することが必要である。

(カーボン・オフセットに係る温室効果ガス排出削減・除去の効果の主張について)

カーボン・オフセットの取組において、同一のクレジットにおける温室効果ガス排出削減・除去量の主張を複数の者が行うこと（環境価値の二重主張）を回避する必要がある。

一方、カーボン・オフセットの取組において、社会の構成員は多様な役割を持って気候変動対策に主体的に取り組むことが可能であり、カーボン・オフセットの取組に関わる全ての者が、自らの役割に沿ってカーボン・オフセットに関与した旨を主張することは、上述の環境価値の二重主張には当たらない。例えば、「カーボン・オフセット製品を売りました／買いました」、「カーボン・オフセットされたイベントに参加しました」、「カーボン・オフセットを行っている企業を応援しています」等の主張は、環境価値の二重主張には当たらず、むしろオフセットの認識拡大に資する行動として奨励される。なお、その際には消費者等に誤解を与えないよう正確かつ十分な情報提供を行う必要がある。

(オフセット・プロバイダーについて)

カーボン・オフセットの取組における透明性・信頼性の構築の重要性を認識した上で、オフセット・プロバイダーの活動内容についての情報を公開するプログラムに参加し、自らの活動の透明性の向上に努めているオフセット・プロバイダーについては、クレジットの調達・移転に加え、カーボン・オフセットの取組全体を支援、コーディネート等するサービスを提供していることが多く、カーボン・オフセットの透明性・信頼性向上に役立っている。

(カーボン・オフセットの取組内容に係る確認)

カーボン・オフセットの取組は、社会全体で容易に取り組むことのできる気候変動対策という観点から、信頼性の担保という点において第三者等による確認を受けていることが望まし

いが、その有無はカーボン・オフセットの取組の規模や内容によって、カーボン・オフセットを行う者が選択することができる。

ただし、カーボンニュートラルの主張の際は、①排出量を認識する範囲が適切に設定されていること、②削減の取組が定量化されていること、③クレジットによる排出量の全部の埋め合わせが適切に行われていること等の一定の基準を満たしていることが必要である。また、カーボンニュートラルの主張がこの基準を満たしていることを担保するため、第三者機関による検証が行われており、さらに、当該第三者機関の能力等について、公的機関が確認していることが必要である。

第三者等による確認は、企業等によるカーボン・オフセットの取組に対する社会的評価の精度向上につながるため、消費者等とのコミュニケーションとしてカーボン・オフセットに取り組む場合に有効である。

■令和5年度カーボン・オフセット指針及びオフセットガイドライン改訂に関する検討会

委員名簿（五十音順・敬称略）

◎有村 俊秀	早稲田大学 政治経済学術院 教授
二宮 康司	一般財団法人日本エネルギー経済研究所 クリーンエネルギーユニット 再生可能エネルギーグループ グループマネージャー・研究主幹
深津 学治	グリーン購入ネットワーク 事務局長
深津 功二	TMI総合法律事務所 パートナー弁護士
三宅 香	三井住友信託銀行株式会社 ESGソリューション企画推進部 フェロー役員

（座長は◎、所属及び役職は検討会当時のもの）

審議経過（日程及び議事内容）

令和5年12月27日 第1回検討会

- (1) 検討会の設置について
- (2) カーボン・オフセットの取組状況
- (3) カーボン・オフセット指針及びガイドラインの改訂

令和6年2月1日 第2回検討会

- (1) カーボン・オフセット指針及びガイドラインの改訂案の検討

令和6年x月x日 第3回検討会

- (1) xxx

■平成 25 年度「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」の見直しに関する検討会

委員名簿（五十音順・敬称略）

奥 真美	公立大学法人首都大学東京 都市教養学部都市政策コース 教授
篠崎 良夫	カーボン・オフセット推進ネットワーク カーボン・オフセット推進委員長
末吉 竹二郎	国連環境計画・金融イニシアティブ 特別顧問
◎新美 育文	明治大学 法学部 専任教授
二宮 康司	一般財団法人日本エネルギー経済研究所 地球環境ユニット・省エネルギーグループ 主任研究員
信時 正人	横浜市 温暖化対策統括本部 環境未来都市推進担当理事
則武 祐二	株式会社リコー CSR・環境推進本部 審議役

（座長は◎、所属及び役職は検討会当時のもの）

審議経過（日程及び議事内容）

平成 25 年

12 月 17 日 第 1 回検討会

- (1) 『我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）』の見直しに関する検討会の設置について
- (2) カーボン・オフセットを取り巻く国内外の状況について
- (3) 指針見直しにおける検討の方向性について

2 月 14 日 第 2 回検討会

- (1) 指針見直しにおける論点について
- (2) 『我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）』の見直しについて

平成 26 年

3 月 27 日 第 3 回検討会

- (1) 『我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）（案）』について
- (2) 『我が国におけるカーボン・オフセットの推進に向けた展望（案）』について

■平成 19 年度 我が国のカーボン・オフセットのあり方に関する検討会

委員名簿（五十音順・敬称略）

明日香 壽川	東北大学 東北アジア研究センター 教授
一方井 誠治	京都大学 経済研究所附属先端政策分析研究センター 教授
加藤 真	社団法人海外環境協力センター 主任研究員
小林 紀之	日本大学大学院 法務研究科 教授
末吉 竹二郎	国連環境計画・金融イニシアティブ 特別顧問
仲尾 強	ビューローベリタスジャパン株式会社 事業開発本部環境ビジネス部 部長
◎新美 育文	明治大学 法学部 教授
信時 正人	横浜市都市経営局 都市経営戦略室 都市経営戦略担当理事

（座長は◎、所属及び役職は検討会当時のもの）

審議経過（日程及び議事内容）

平成 19 年

9 月 5 日 第 1 回検討会

- (1) カーボン・オフセットのあり方に関する検討会の設置について
- (2) 内外のカーボン・オフセットの現状と主な論点について
- (3) 英国環境・食料・地域省（DEFRA）によるカーボン・オフセットの検討状況について
- (4) 豪州におけるカーボン・オフセットの現状について
- (5) 我が国におけるカーボン・オフセットの取組に関する事例について

10 月 5 日 第 2 回検討会

- (1) 英国におけるカーボン・オフセットの検討状況について
- (2) 我が国におけるカーボン・オフセットの論点について

10 月 31 日 第 3 回検討会

- (1) 米国（加州）におけるカーボン・オフセットの現状等について
- (2) 我が国におけるカーボン・オフセットの論点について

11 月 20 日 第 4 回検討会

- (1) 我が国におけるカーボン・オフセットの論点について
- (2) その他
 - ・パブリックコメントの実施について

平成20年

1 月 22 日 第 5 回検討会

- (1) 我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針案）
- (2) その他
 - ・「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針案）」に基づく基準等の検討スケジュール（目途）について

用語集

用語	解説
IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change : 気候変動に関する政府間パネル)	気候変動に関する政府間パネル。気候変動問題に関する科学的、技術的、社会経済的な知見について各国の研究者が議論するため、1988 年に世界気象機関 (WMO) と国連環境計画 (UNEP) により設置された機関。 IPCC による評価報告書は、世界の専門家や政府の精査を受けて作成されたもので、国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) をはじめとする、気候変動に対する国際的な取組に科学的根拠を与えるものとして極めて重要な役割を果たしてきた。
オフセット・プロバイダー	社会の構成員がカーボン・オフセットを実施する際に必要なクレジットの提供及びカーボン・オフセットの取組を支援・コーディネート又は取組の一部を実施するサービスを行う事業者をいう。
温室効果ガス	地球の大気に蓄積されると気候変動をもたらす物質として京都議定書に規定された物質。 二酸化炭素 (CO ₂)、メタン (CH ₄)、亜酸化窒素 (一酸化二窒素 / N ₂ O)、三フッ化窒素 (NF ₃)、ハイドロフルオロカーボン (HFCs)、パーフルオロカーボン (PFCs) 及び六フッ化硫黄 (SF ₆) の 7 つを指す。
カーボン・オフセット	カーボン・オフセットとは、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、カーボン・クレジット等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせることで、すなわち『知って、減らして、オフセット』の取組をいう。
カーボン・オフセット制度	カーボン・オフセットの取組に関する信頼性を構築し、カーボン・オフセットの取組に対する認識の向上、取組の促進、及び公正な市場形成に資することで、社会を構成する主体が気候変動を自らの問題として捉え主体的な排出削減の取組を促進するとともに、国内外の排出削減・除去プロジェクトを支援することを目的として、環境省により 2012 年から 2017 年まで運用されていた制度。 なお、現在は民間主導による取組として「カーボン・オフセット第三者認証プログラム」に移行されている。
カーボン・クレジット (クレジット)	バイオマスボイラーや太陽光発電設備の導入、森林管理等のプロジェクトを対象に、そのプロジェクトが実施されなかった場合の温室効果ガスの排出量及び除去量の見通し (ベースライン排出量等) と実際の排出量等 (プロジェクト排出量等) の差分について、測定・報告・検証を経て、国や企業等の間で取引できるよう認証したもの。
排出削減 (排出削減系クレジット)	排出削減とは、プロジェクト実施に伴い、ベースラインに対し温室効果ガス排出量が減少することである。排出削減系クレジットとは、再生可能エネルギーや省エネ効率の高い機器の導入による二酸化炭素の排出削減、廃棄物・排水等からのメタンの排出削減、森林の破壊・劣化の抑制による二酸化炭素の排出削減 (回避ともいう)、などのプロジェクトから創出されるクレジットの一種類である。
除去 (除去系クレジット)	除去とは、プロジェクト実施に伴い、ベースラインに対し温室効果ガスを大気中から除去し、地質、陸地、海洋や製品に

用語	解説
	永続的に貯蔵することである。除去系クレジットとは、植林による植物への炭素固定や持続可能な農法による農地土壌への炭素貯留など生物や自然を利用するプロジェクト又は空気中からの二酸化炭素の直接回収や二酸化炭素排出の回収や地中への貯留など化学・工学的な方法を利用するプロジェクトから創出されるクレジットの一種類である。
カーボンニュートラル	カーボンニュートラルとは、社会の構成員が、取組の対象において重要なすべての活動範囲を考慮して温室効果ガスの排出量を認識し、排出量を最小化する目標及び計画に沿って主体的かつ継続的にこれを削減するとともに、削減が困難な部分の排出量について、クレジット等により、その排出量の全部を埋め合わせた状態をいう。 すなわち、企業の事業活動や製品ライフサイクル等から生じる排出量と、クレジットによる排出削減・除去量がイコールである状態のことをカーボンニュートラルという。 カーボン・オフセットは、企業の事業活動や製品ライフサイクル等におけるカーボンニュートラルを実現するための手段であり、排出量が全量オフセットされた状態がカーボンニュートラルとなる。
カーボンマイナス	企業の事業活動や製品ライフサイクル等により生じる温室効果ガス排出量に対して、当該市民、企業等が他の場所で実現した排出削減・除去プロジェクトによる排出削減・除去量や購入したクレジット量等の合計が上回っている状態をいう。
環境価値	カーボン・オフセットの取組を行う際に主張することができる温室効果ガス排出削減・除去量のこと。
気候変動に関する国際連合枠組条約（国連気候変動枠組条約） （United Nations Framework Convention on Climate Change : UNFCCC）	温室効果ガス増大による生態系や人類に対する悪影響への懸念から、気候システムに対し危険な人為的干渉が及ぶ事を防止する水準に温室効果ガスの大気中濃度を安定化させることを目的とし、1992年、地球環境サミット（リオ・サミット）で採択された条約。近年の環境条約に多く見られるように、条約規範の「枠組」を提供し、科学的知見の向上と国際的な合意の形成にあわせて、締約国の義務内容を詳しくしたり、強化したりする取組の母体となっている。
京都議定書	国連気候変動枠組条約の目的を達成するため、第3回締約国会議（COP3）で採択された国際条約。附属書I国に対し、法的拘束力のある数値目標（温室効果ガスを第一約束期間（2008～2012年）の5年間平均で基準年比－5%）を設定。目標達成のための補足的手段として、京都メカニズム（CDM・JI・国際排出量取引）を導入している。
京都メカニズム	京都議定書に定められる排出削減目標を達成するに当たり、自国内での排出削減以外の目標達成手段を用意することによって目標達成手法に柔軟性を持たせるため、京都議定書に規定されたメカニズム。 クリーン開発メカニズム（Clean Development Mechanism : CDM）、共同実施（Joint Implementation : JI）、国際排出量取引（International Emissions Trading）の3つを指す。
京都メカニズムクレジット	京都議定書に定められる手続きに基づいて発行され、削減目標達成のために用いられるクレジットをいう。CDMのCERについては、自主的なカーボン・オフセットの取組に活用されることもある。

用語	解説
	① 各国に割り当てられるクレジット (Assigned Amount unit, AAU) ② 共同実施 (JI) プロジェクトにより発行されるクレジット (Emission Reduction Unit : ERU) ③ クリーン開発メカニズム (CDM) プロジェクトにより発行されるクレジット (Certified Emission Reduction : CER, Temporary CER : tCER, Long-term CER : lCER) ④ 国内吸収源活動によって発行されるクレジット (Removal Unit, RMU)
J-クレジット制度	オフセット・クレジット (J-VÉR) 制度と国内クレジット制度が発展的に統合し、2013 年に運用が開始された温室効果ガス排出削減・吸収量認証制度。 省エネルギー機器の導入や森林経営などによる、CO₂ などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「J-クレジット」として国が認証し、本制度により創出された J-クレジットは、温対法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度での報告やカーボン・オフセットなど、様々な用途に活用される。
脱炭素	ライフスタイルの見直しや事業活動の変更等により、事業活動や製品から発生する温室効果ガスの排出を削減し、ゼロにすることをいう。
登録簿	クレジットの発行、保有、移転等を正確に管理するために電子システムにより整備する管理台帳をいう。 例えば、J-クレジットは、制度に登録したプロジェクトから発行されるクレジットが電子システムである J-クレジット登録簿によって管理され、クレジットの二重発行等を防止している。
二国間クレジット制度 (JCM)	日本政府がパートナー国と実施するクレジット制度であり、日本企業による投資を通じて、優れた脱炭素技術やインフラ等の普及を促進し、パートナー国の温室効果ガス排出削減・吸収や持続可能な発展に貢献し、パートナー国での温室効果ガス排出削減又は吸収への日本の貢献を定量的に評価し、クレジットを獲得することを目的としている。我が国の民間企業等が取得する JCM クレジットについては、温対法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度での温室効果ガス排出量の調整やその他の自主的なカーボン・オフセットなどに活用できる。
パリ協定	国連気候変動枠組条約の第 21 回締約国会議 (COP21) で採択された京都議定書に代わる新たな国際枠組み。世界共通の長期削減目標として、産業革命前から平均気温の上昇を 2℃より十分下方に抑えること (2℃目標) を規定するとともに、更に 1.5℃までに抑えるよう努力すること (1.5℃目標) に言及している。
パリ協定 6 条	パリ協定 6 条では、各国が排出削減目標の達成のために任意に活用できる市場メカニズムを規定している。6 条 2 項は、二国間・多国間の協力又はパリ協定 6 条 4 項メカニズムの共通ガイダンスであり、国外で実現した緩和成果 (クレジット) を自国の排出削減目標の達成に活用する場合のルールが規定されている。パリ協定 6 条 4 項は、京都議定書における CDM の後継となるクレジット制度として、国連が管理するパリ協

用語	解説
	定 6 条 4 項メカニズムについて定めている。
バリューチェーン	企業等の事業の上流（購入製品の製造や輸送）及び下流（販売製品の使用や廃棄など）の活動全体のこと。企業等の組織による温室効果ガスの排出には、自ら所有・管理する事業からの排出、購入する電力等のエネルギーからの排出に加えて、事業の上流及び下流の活動が含まれる。温室効果ガス排出量の削減を効果的に進めていくには、こうした事業活動全体に視野を広げ、関係者と協力して削減対策に取り組んでいくことが必要である。
見える化	食品のカロリー表示のように、どのような行為からどれくらいの温室効果ガスが排出されるのかを数量で具体的に表示することによって「見える化」し、市民、企業等が自らの排出量を把握しやすくすることをいう。
無効化	カーボン・オフセットに用いたクレジットが再販売・再使用されることを防ぐために、無効にすること。 例えば、J-クレジットの場合、クレジットの二重使用を防止するため、登録簿上では一度無効化されたクレジットは移転できないように管理されている。
ライフサイクル	原材料の採取から製造、使用及び廃棄に至る全ての過程のこと。